

I 一戸建て住宅

税抜 単位：(円)

審査基準		評価方法規準 5-1 断熱等性能等級		
		①	②	③
耐震等級	耐震審査済み	30,000	22,000	25,000
	木造耐震 A	40,000	32,000	35,000
	木造耐震 B	45,000	37,000	40,000
	許容応力度計算	50,000	42,000	45,000
	上記以外	65,000	57,000	60,000
認定型式住宅		20,000		
設計性能評価を同時に行う場合		5,000		

耐震等級

耐震審査済み：当機関の他の申請において耐震等級 2 以上を確認している場合

木造耐震 A：評価方法規準 1-1 (3) 木（階数が 2 以下の木造の建築物における基準）による場合で横架材、基礎がスパン表による場合、等級 1 の場合及び他の申請において等級 2 以上が確認されている場合および当機関が認めた構造計算書により大幅は作業時間を短縮できる場合

木造耐震 B：評価方法規準 1-1 (3) 木（階数が 2 以下の木造の建築物における基準）による場合で横架材、基礎がスパン表以外による場合

断熱等性能等級

① 外皮の部位の面積等を用いて外皮性能を評価する方法の場合

② 外皮の部位の面積等を用いず外皮性能を評価する方法の場合及び等級 2 以下の場合及び開口部比率による仕様基準の場合のうち、開口部比率が 13% を超える仕様基準の場合

③ ②を除く開口部比率による仕様基準の場合

設計性能評価を同時に行う場合：長期優良住宅の基準の等級を満たしている場合に限る

一戸建て技術的審査 加算料金

1 構造上 EXPJ 等、計算書が複数による場合は、算定書ごとに審査料を加算いたします。

2 確認申請が他機関のよる場合は、10,000 円を加算します。

II 一戸建て住宅変更手数料

税抜 単位：(円)

評価事項	申請料金
変更内容が耐震審査又は省エネ審査が必要かつ審査が他の審査等で省略できない場合	15,000
変更内容が耐震審査又は省エネ審査が必要かつ審査が他の審査等で省略できない場合 ※変更内容が軽微とセンターが判断した場合	10,000
上記以外	5,000

※ 変更一事項ごとの料金とし、複数変更の場合はその合計金額とします。

III 適合証再発行料金（適合証 1 枚につき）5,000 円（税抜）

備考

※1 平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません

※2 審査後に計画を変更する場合には、取下げ後、再申請にてお願いします。

※3 限界耐力計算及び時刻暦応答解析の構造審査は引き受けできません。

※4 上記記載のない証明業務については別途見積りいたします。